

下呂市告示第 128 号

下呂市立小中学校の設置等に関する条例（平成 16 年下呂市条例第 156 号）第 2 条に規定する施設の内、下呂市立萩原小学校、下呂市立宮田小学校、下呂市立尾崎小学校、下呂市立萩原南中学校及び下呂市立萩原北中学校並びに下呂市体育施設条例（平成 16 年下呂市条例第 167 号）第 2 条に規定する施設の内、下呂市萩原南部体育広場、下呂市萩原北部憩いの広場、下呂市萩原南部体育館の使用料の徴収及び収納の事務を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき次の者に委託するので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 5 年 4 月 1 日

下呂市長 山 内 登

1 受託者

下呂市萩原町羽根 1696 番地 1

特定非営利活動法人 萩原スポーツクラブ 理事長 二 村 象 史

2 委託期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで